

成年年齢引下げに伴う消費者被害拡大防止のための実効性ある 施策を早急に実現することを求める会長声明

第1 声明の趣旨

当会は、国に対し、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害拡大防止に向けた実効性のある施策を早急に実現することを求める。

第2 声明の理由

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号。以下「本法律」という。）が2018年（平成30年）6月に成立し、施行日である2022年（令和4年）4月1日まで、6カ月を切った。

民法の成年年齢の引下げにより、高校生を含む18歳及び19歳の若年者が未成年者取消権（民法5条2項）を行使できなくなることから、これらの年齢をターゲットにした悪質商法が増加し、消費者被害が拡大することが強く懸念されている。

そこで、2018年（平成30年）の本法律の成立にあたっては、参議院法務委員会において全会一致で附帯決議がなされ、そこでは、①知識、経験、判断力の不足などを利用して勧誘し契約締結させた場合（いわゆるつけ込み型不当勧誘）における消費者の取消権を創設すること（法成立後2年以内）、②若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備を行うこと（法成立後2年以内）、③マルチ商法等による消費者被害の実態に即した対策について検討し必要な措置を講ずること、④消費者教育を質量共に充実させること、⑤若年者に理解されやすい形で周知徹底を図ることなどが求められている。

しかし、本法律の成立から3年余りが経過しているにもかかわらず、いずれの施策も未だに十分に実現されていない。特に、未成年者取消権を喪失することになる18歳及び19歳の若年者の消費者被害拡大に対応する施策は急務であるが、そのために必要不可欠な施策である①の取消権の創設については、消費者庁の検討会で検討が行われている状況で、創設の目途はたっておらず、②の必要な法整備も未だ実現していない。⑤についても、成年年齢引下げ自体の周知はなされているが、それに伴う未成年者取消権の喪失及び消費者被害拡大のおそれについては十分に周知されているとは言い難い。

当会は、2019年（平成31年）1月12日にシンポジウムを開催し、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者問題拡大の懸念を取り上げたが、こ

のままの状況で本法律が施行されれば、このような懸念が現実化することは明らかである。

よって、当会は、国に対し、上記附帯決議に示された成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害拡大防止に向けた実効性ある施策を早急に実現することを求める。

2021年（令和3年）10月26日

大分県弁護士会
会長 渡辺 耕太